

高千穂大学ガバナンス・コードに対する適合（遵守）状況

2023年9月26日（火）現在

（2023年9月26日（火）定例理事会承認）

遵守項目名	適合（遵守）状況・ 取組の実施状況	実施していない理由 又は今後の対応方針
第1章 私立大学としての自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		
1-1 建学の精神		
(1) 本学創立者の建学の精神・理念は、寄附行為に明記されている	○	
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）		
(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的と人材像等	○	
(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定・実行・評価に取組みについて	○	
(3) 私立大学としての社会的責任等	○	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）		
2-1 理事会		
(1) 理事会の役割	○	
2-2 理事		
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	○	
(2) 理事に選任	○	
(3) 学内理事の役割	○	
(4) 外部理事の役割	○	
(5) 理事への研修機会の提供と充実	○	
2-3 監事		
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）	○	
(2) 監事の選任	○	
(3) 監事監査基準	○	
(4) 監事業務を支援するための体制整備	○	
(5) 常勤監事の設置	○	
2-4 評議員会		
(1) 諮問機関としての役割	○	
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善	○	
(3) 評議員会は、学校法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、もしくはその諮問に答えると共に、又は役員から報告を徴することができる。	○	
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討。	○	
2-5 評議員		
(1) 評議員の選任	○	
(2) 評議員への情報提供・研修機会の提供と充実	○	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
3-1 学長		
(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	○	
(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	○	
3-2 教授会		
(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	○	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		
4-1 学生に対して		
(1) 学生の学びの基礎単位である学部等において、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋の明確化	○	
4-2 職員等に対して		
(1) 教職協働	○	
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	○	
(3) ボード・ディベロップメント：BD	○	
4-3 社会に対して		
(1) 認証評価及び自己点検・評価	○	
(2) 社会貢献・地域連携	○	
4-4 危機管理及び法令順守		
(1) 危機管理のための体制整備	○	
(2) 法令遵守のための体制整備	○	
第5章 透明性の確保（情報公開）		
5-1 情報公開の充実		
(1) 法令上の情報公表	○	
(2) 自主的な情報公開	○	
(3) 情報公開の工夫	○	